

か子供を育てることができない保護者の方々をどういうふうにしていくか、これは、石井政府参考人のおっしゃっていた保護者指導ということとまさに連動することであります。

もう一つ、石井政府参考人にお聞きしたいんですが、親権停止の期間、二年で区切るわけでありますが、親権の回復後、どのような形で再び虐待が起きないのか、親をどう再生させていくかという点に関してもこれからは重要だと思っておりますが、児相の方でもその体制をこれから先、整えられるということであれば、教えていただきたいというふうに思います。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。まさに親権停止をされている二年間、この間にいかに親子の再統合をきちっと図っていくかというところが重要でございます。まさにそのための親子再統合のプログラムの開発など、私も一生懸命取り組んでいるところでございます。

現在、多様なプログラムの実施状況とかその効果等について研究を行っております。保護者指導に関する調査、検証の成果を踏まえて、さらに児童相談所が保護者指導あるいは支援に適切に取り組めるように努めてまいりたいというふうに思っております。

○あべ委員 ぜひともその部分はお願したいというふうに思います。最後の質問になりますが、離婚後の面会交流権に関してでございます。

平成二十年、離婚の件数は二十五万一千三百三十六、平成元年よりも十万件もふえまして、二分六秒に一组が離婚をするという状態であります。離婚時に未成年の子供がいる家庭が、何とその六割の十四万三千八百三十四であります。

そうした中にありまして、司法統計年報によりますと、面会交流の調停の申し立てが、平成十年は千七百件、平成二十年には六千二百六十一件と四倍になっておりますが、認められたのは何と四九%であります。

特にこの面会交流権、子供の側からしますと、

離婚をした一緒に住んでいない親が自分のことをちゃんとと思ってくれているという確認をしなければいけない。親権の促進、またアイデンティティーの確立の点から必要だというふうに言われているところであります。

○ここに、大臣、この文言が一言入った、特にこの面会交流権の必要性を大臣はどのようにお考えでしょうか。

○江田国務大臣 離婚の場合にどういう取り決めをするかという点の規定が十分でなかった。しかし、実際には、面会交流にしても、費用の分担にしても、これは離婚するその親同士でちゃんと約束を決めるということが望ましいことには決まっていますので、家庭裁判所でも、なるべくこれを決めさせよう、決めるようにということではある努力をいたしました。しかし、なかなかそこに至らなかったということがあります。さらにまた、そういうことが、父と母の間の駆け引きとか、そういうものに使われてしまうというふうなことがあったのが実情だと思っております。

そこで、今回、この面会交流とか費用の分担とかについてきっちり合意をしないとい、さらに、その合意は子の利益のために第一なんです、このことを法律に書き込もうとしているわけでございます。

私は、離婚といえども、父であること、母であること、これは変わらないので、子供のために考える、やはり、私のお父さんはあそこにいる、私のお母さんはあそこで見られて、これは大切なことなので、基本的には、いろいろな個別の事情はあると思いますが、あると思うけれども、基本的には、やはり面会交流というのは子供の福祉にとっては大切なことだ、これを奪うということのはよほどのことがないとやっちゃいけないことだと思っております。

家庭裁判所でそういう合意をつくるに、家裁には調査官がいますから、調査官は、その親子の再統合というふうなことで考えていろいろなことをやりますから、私としては、家裁調査官の

仕事に大いに期待をしたいし、さらにまた、その家裁調査官が、最後に離婚がきちり成立する、あるいは調停の場合もあるでしょう、そういうときに、一応そのいろいろな記録をつくりますので、これは想定の中には何もありませんが、そういうものが児相その他にちゃんと引き継がれるというふうなこともあるいは考えた方がいいのかな、こんなことも思っております。

○あべ委員 私は、子供にとっては本当に大切なことだと思っておりますが、離婚というのはそんなに簡単にされている方は余りいらっしゃらないんじゃないかというのを考えたときに、元配偶者と子供が接触するということが母親の情緒的な部分に大きな影響を与えるということも実はあると思っております。この部分のフォローも必要ではないか。また、子供と一緒に住んでいない親に面会交流をすることによっての中長期的なその影響というのは、私はしっかりとフォローも教育もカウンセリングもして、これは法律を超えた形でやっていかなければいけないと思っております。そちらの方の整備もぜひしていただきたいと思っております。

最後に一言言わせていただきますが、実は、阪神大震災のときに、避難所において児童虐待の報告がかなりされております。私は、今回の東日本大震災、特に避難所生活が長くなる中、児童虐待にはしっかりと焦点を当てていただき、被害者がふえないように、本当にこれからも御配慮いただきたいというふうに思っております。

時間になりましたので質問を終わります。ありがとうございました。

○奥田委員長 次に、馳浩君。

○馳委員 自由民主党の馳です。きょうもよろしくお願いたします。

今ほど、あべさんが最後におっしゃった阪神大震災のときの児童虐待の案件というのは、詳しく言うところのことなんです。いわゆる避難所等においての性的虐待が随分あったんです。改めて、今般の東日本大震災、避難所における子供の

監護についての対応というものを、やはりしっかりと目を光らせていただきたいということをまず最初に申し上げておきたいと思っております。では、質問に入ります。

まず最初に、現行の親権規定が定められたのはいつのことでしょうか。

○原政府参考人 明治三十一年に、いわゆる明治民法の第四編に親権に関する規定が設けられております。その後、戦後、新憲法が制定されまして、昭和二十二年に、新憲法の理念である個人の尊厳、男女平等の観点から改正が行われて、現行の民法の規定になっていくという経緯でございます。

○馳委員 現行の、現在の親権内容をお示しいただきながら、それ以前の親権の内容との違いをお示しくください。

○原政府参考人 現行の民法の第四編、親族編を見ますと、その第四章に親権という規定がございます。第一節が総則、第二節が親権の効力、第三節が親権の喪失、こういう構成になっております。

第一節の総則では、だれが親権を行使するかという親権行使の主体についての規定が置かれております。それから、第二節の親権の効力では、監護、教育の権利義務や財産管理などの親権の具体的内容についての規定が置かれております。それから、第三節、親権の喪失では、親権の喪失や管理権の喪失についての規定が置かれて、こういう体系になっております。

明治民法と比較しますと、明治民法では、原則として、子と家と同じくする父親に親権があるものとされておりました。これは家制度の影響は制限されておりました。これは家制度の影響だろうと思っております。戦後、先ほども申し上げましたが、新憲法が制定されまして、個人の尊厳や男女平等の観点からの改正が行われましたので、現行民法におきましては、親権は父母が婚姻中は共同で行使する、こういう規定になっております。それから、親権の効力や親権の喪失の規定は、現行民法と明治民法では基本的には同じ内容だと考えてお

ります。  
○馳委員 明治以降からの親権規定の流れを踏まえると、今回の改正は、子の利益を軸に、明治時代にはない、戦後認められた親権規定を再構成したものと見てよいのではないかと思います。そういう意味での歴史的意義を感じますが、大臣、いかがでしょうか。

あわせて、文言も、「子の利益のために」ではなくて、子の最善の利益のために、もっと明確に改正すべきではなかったのでしょうか。

○江田国務大臣 今、政府参考人から説明がありました。明治憲法というのは基本的に家と親権を家族の単位に置いて、戸主がいて、そのもとにずうっと、おい、めいまで含めていろいろな人がそこへ入っていたわけですね。そうした家の一員としての子。したがって、例えば、民法の中には、未成年の子の兵役出願の許可、こんなものが親権者にあたり、あるいは母の親権の行使については親族会の同意といったものがあつたりしたわけですね。

しかし、これは個人の尊厳や、あるいは男女の平等ということからしておかしいということ、戦後の改革で家制度をなくして、そして戸籍というの夫婦と子供という単位にして今の制度になつたわけで、基本的には、私は、その段階で親権というのは子供のために行使するんだということになっていてと理解をしたいと思いますけれども、しかし、やはり戦前からの流れがずっとあつて、なかなかそこは明確でなかった。

しかし、今回、国連でもチルドレンファーストという原則を確立しています。子供というのは未来の夢であり希望であるので、やはり子育てあるいは子育て、これを最重要にして、親権というのはそういうことのために行使するんだということ、これを明確にしたいということで、「子の利益」といたしました。

子の最善の利益というのは、これはもう当たり前でありまして、最善と書かなくても、「子の利益」というのは最善の利益です。逆に、書けば、

最善はこうだけれども次善はこうで三善はこうでとかなら、それはかえって何か複雑になるだけなので、「子の利益」というのは最善の利益のことなんだ、こう御理解いただきたいと思ひます。

○馳委員 わかりました。大臣の、やはり明治時代以来の親権についての社会的背景を踏まえた流れが今日に至っているというこの理解が本当によくあつて、私はよかつたと思ひます。

実は、そうはいいながらも、平成十六年に児童虐待防止法を改正したときも、平成二十年に改正したときも、いずれも附則に、親権の一部一時停止はすべきである、これは議員立法で改正をしましたから、強く強く要請してきたにもかかわらず、それを抵抗してきたのは法務省なんですよ。何でこんなことになつてしまつたのかということ、今さら言うつもりはありませんが、きょうの質問をさせていただきながら、前に向かつて議論をさせていただきたいと思ひます。

では、次に行きますが、本改正案の条文で面会と交流が区別して規定されているが、この両者の違いは何ですか。

○原政府参考人 面会といふのは、実際に父または母が子に会うことを意味しております。交流は、それ以外に、電話による会話とか手紙による意思疎通、こういうものも含む広い概念でございます。面会を含む広いものとして交流という用語を使つていただいております。

○原政府参考人 入ると考えております。

○馳委員 こういうところが時代の違いということだと思ひます。

平成八年の法律案要綱では「面会及び交流」となつていました。本改正案は「面会及びその他の交流」となつておりましたが、両者の違いは何ですか。「その他の」を盛り込んだ意図は何ですか。親子の接触にはその他の交流より面会が基本であると考へてよろしいでしょうか。

○江田国務大臣 面会と交流の重なり部分と違う部分というのは今お答えしたとおりですが、確かに、

に、平成八年の法律案要綱では「面会及び交流」となつていたけれども、これでは面会と交流は別物だという理解になつてしまつたので、面会が基本です。やはりそれは親子ですから、メールもいいですけれども、やはり顔と顔が見える関係というのがそれは一番大事。ということで、面会は基本ですが、しかし、面会だけじゃなくて、広く交流、メールもあるいは電話も手紙もいろいろある、そういう広く交流というものを大切にするといいので、面会を基本に置きながら、その他の交流というように書き分けています。ここは概念を正確に表示したということだと御理解ください。

○馳委員 平成六年の要綱試案では「面接交渉」となつています。「面会及びその他の交流」と「面接交渉」とどう違うんですか。

○江田国務大臣 面接交渉という言葉は以前から使われていて、面接交渉権という言葉など、何を言われていたか、何かよくわからないんですけど、面接に行くというとか、会社の面接もあるし、弁護士の被疑者の面接もあるし、そういうものじゃなくて、もっと人間的な、血の通つた関係を意味したいということ、面会その他の交流という言葉を使つたので、両者の内容に違いはないと理解をしております。

○馳委員 よりわかりやすい表現としたというふうに理解をいたします。

本改正案の面会交流の規定は、平成六年の要綱試案の説明に示された内容を踏襲しておりますが、この要綱試案の説明には、「子の養育・健全な成長の面から、一般的には、親との接触を継続することが望ましい」と大変大事なことが明確に書いてありますが、この点も本改正案は踏襲しているということよろしいですね。

○江田国務大臣 委員御指摘のとおり、要綱試案にありますが、「子の養育・健全な成長の面からも、一般的には、親との接触を継続することが望ましい」とこれは本当にそのとおりでございます。

一般的には、親との接触を継続することが望ましい」と、これは本当にそのとおりでございます。

一般的には、親との接触を継続することが望ましい」と、これは本当にそのとおりでございます。

みたいに関係あるかもしれないけれども、例外は少ない方がいいので、よほど特殊な場合を除いては、いろいろな難問があろうとも、やはり親との接触というの大事なことだと考へておいて、この考へ方を踏まえて今回の立法に至つております。

○馳委員 これを踏まえて、今回の面会交流を特出して明記した立法の趣旨をお伺いしたいと思います。

一部流言がありますように、裁判実務で定着している面会交流を確認するだけなら、これは断じて納得できません。海外と比べても不十分な面会交流を積極的に推進していくという立法趣旨でなければ、法務省が言う、子の成長に親との継続的接触が望ましいという理念も絵空事で終わつてしまうからありますが、いかがでしょうか。

○江田国務大臣 もともと、民法第七百六十六条第一項の「監護について必要な事項」という中に面会交流が含まれていると解釈されていますし、家庭裁判所の実務もそういう理解には立つていない。しかし、面会交流ということが明確に条文化されていなくて、そこで、どうしても、家庭裁判所でこの調整を行う場合に、当事者に条文にこう書いてあるのだから、ついつい、離婚をする際に明確な定めがないから、ついつい、離婚をする際に明確な定めが行われな、場合が出てきたんですね。

そこで、監護について必要な事項の具体例として条文の中に明示をする、このことによつて、協議上の離婚をするに際して、当事者間でその取り決めを促しているんだ、これが我々国会の意思なんだ、こういうことを家庭裁判所にもよくわかつていただいて、そうした家庭裁判所の運用、そして、その運用を通じて、一般に、協議離婚する場合にもやはりそこは取り決めが必要なんだ、そういう社会の常識をつくつていこうと考へているわけでございます。

これが書かれていないことで、そこまでまだ尋ねられていませんね。(馳委員「どうぞどうぞ」と)

呼ぶ)これが書かれたことよって、面会交流とか費用分担とか、別れようとする父親、母親の駆け引きの材料になったりいろいろな紛議のもとになったり、それは違いますよと。あくまでこれは、お父さん、お母さんが駆け引きの材料なんかを使うことではないんです、子供の利益のために考えることですよと、その後、子供の利益ということ、これもちゃんと法律上書かせていたんだということでございます。

○馳委員 大臣、どんどんしゃべっていただいているんですけど、大臣の発言を明確に議事録にし、その議事録を最高裁にちゃんと読んでおいてほしいんです、私。これまでど

れほど、私もそうですが、御党の小宮山洋子さんあるいは公明党の富田茂之さんなど、何れも何れもこのことを言い続けながらもね返されたのが最高裁の壁であつたわけでありまして、思うところはどんどんしゃべっていただいで結構ですので、よろしくお願ひいたします。

そこで、裁判実務で、より面会交流が積極的になるようにするためにも、権利性を正面から規定して明文化した方が立法趣旨をもっと明確にできたのではないですか。いかがですか。

○江田国務大臣 これはなかなか難しいことで、それは人間と人間との関係は権利と義務の関係にきれいに整理ができるわけですが、しかし、なかなかきれいに整理をしようとする身もふたもないというように、これもまた実際にはございまして、子供の利益というのは権利義務とかいうことを超えた崇高な目的だ、そういうように私は考えております。

面会交流というのは子の権利なのかあるいは親の権利なのか、その法的性質とは何ぞやと、いろいろ法律学的には議論がありますが、そういう議論を超えて、やはり子の利益のために面会交流というのをしっかりとついでください、こういう立法者としての願ひがここにこもっているというふうに御理解いただきたいと思ひます。

○馳委員 極めて現状肯定、現状追認的な答弁

だつたと思ひます。

実は、各国の実情もいろいろ参考に見てみました。お隣の韓国でも権利としてしっかりとつてありますね。主要国では正面から権利性をうたつておりますし、我が国が批准をした児童権利条約でも同様です。つまり、我が国の国民認識が世界標準に追いついていないと言わざるを得ません。今回、正面から権利性を規定して、むしろ、国民に対して、子供の利益のために必要なんです、こういう発想を啓蒙するという趣旨での改正をすればよかつたのではないですか。そして、過度の権利主張を危ぶむのであるならば、児童権利条約のように子供の権利とすればかなり回避できるのではないですか。この辺、いかがでしょうか。

○江田国務大臣 なかなか痛いところをずばりずばり追及されるので答弁に苦労するんですが、非監護親と子の面会交流について、それがだれの権利なのか、権利ではないのかということについて、これは本当に議論がいろいろありまして、なかなかまとまらなかつたのが実情だと私は聞いております。

その議論がまとまるまで待つわけにもいかなないので、そこで、まずはこういう面会交流というものをきつちり法律に書き込もう、それは子の利益のためですとということも書き込もうということと書いていますので、今、私が、これは子供の権利でございましてと答えると、や、ここまで議論して下さつた皆さんの議論を踏み越えることになるので答へませんが、しかし、私の言いたいことは恐らく理解していただけたらと思ひております。

委員が今挙げられました子どもの権利条約その他、国際的ないろいろな水準、そういうものは私もよく承知をしているつもりでございます。

○馳委員 前回の法務委員会の一般質疑のときに、あのときはハーグ条約の話でありましたが、私、こういうことを申し上げたと思ひますね。離婚をしたら夫婦の問題、離婚をしても、子供に

とつてお父さんはお父さん、お母さんはお母さん。私は、そういうふうな観点、まさしく子の利益を優先するという考え方に立つて、もうちょっとその権利性を主張し、しかしながら、子の利益のためにも面会交流を制限することもあり得る、こういうふうにしていったらよかつたんじゃないかなと思ひておるんですよ。

次の質問に移ります。本改正案によれば、何が子の利益にかなうかの合理的判断は、第一次的には父母の協議によつて行われることとなります。つまり、父母こそが子の利益を判断するのに最適任者だという価値判断が根底にあると思ひますが、いかがですか。

○江田国務大臣 これは、やはり子供にとつて親は親で、親にとつて子供は子供で、その関係というのは社会の一番基礎的な家族関係なんです。したがつて、子供の利益というのは何だろうと考へるのは、それは第一はやはり御両親なんです。家庭裁判所で御両親がいがみ合つていても、そこは、先ほどの質問者にも答へましたが、家庭裁判所の調査官というのはいろいろなカウンセリグ能力も持っているもので、間に入つて、そして本当に調整をしていく。これは、離婚しない結論に至る場合も、する結論に至る場合にも、ちゃんと調整をして、そして、人間関係のいろいろな、無用なものもつれをなくして考えていくわけですが、家庭裁判所が入るに際しても、やはり第一義的にあるいは第一次的に子供の利益を考へるのは父親、母親だ、この点は、世の中の父親、母親にはよく理解をしておいていただきたいと思ひます。

○馳委員 しかし、父母の第一次的判断を尊重する余り、監護権のある親が面会交流に強く反対している、後に家裁が介入することになつても、面会交流は基本的には認められないとの結論となりやすいんです。

事実、そう明言している審判例があります。この審判例を紹介いたします。横浜家裁で平成八年四月二十日に出された判例であります。読みます。「親権者である親が非親権者である親による

面会交渉に強く反対している場合においては、特別の事情が存在しない限り面会交渉を回避するものが相当である」、こういう判断基準を示しております。

最高裁にお伺ひしますが、まさか現在の実務においてこのような審判例がリーディングケースになつていないでしょうか。審判の結果はもろろん別として、このような判断基準、これは否定すべきではないでしょうか。いかがでしょうか。

○豊澤最高裁判所長官代理者 面会交流の可否あるいはその態様等につきましては、個々の事案に応じて、家事審判官、裁判所が個別具体的に判断する事項でございます。

御指摘の審判例につきましては、事務当局としては、個別の審判についての意見を申し述べるところとは差し控へさせていただきますと思ひますが、現時点、近時の一般的な実務の取り扱ひという観点から申し上げますと、一般的には、子供の健全な成長、発達のために双方の親との継続的な交流を保つのが望ましいという、子の福祉の観点から判断がされているものと考へており、子供への虐待がある、そういった面会交流を禁止あるいは制限すべき事情が見当たらない限り面会交流が認められ、その態様や回数等につきましては、双方の親の事情あるいは親と子供の関係、あるいは子供に関するさまざまな事情、こういったものもろろの事情を総合考慮した上で回数であるとか方法等について個別的に定められている、そういった実情にあるものと理解しております。

以上です。

○馳委員 最高裁の豊澤さんという人です、家庭局長。それなら、私が今紹介した横浜家裁の平成八年四月三十日のこの審判例というのは、極めて特異な例、個別の例であり、今現在では余り好ましくないとお伺ひしたいと思ひます。

○豊澤最高裁判所長官代理者 平成八年の時点でこういった理由を付した審判が出ておることは、

御指摘のとおりでございます。

ただ、近時の審判例、二年ほど前に判例タイムズで取りまとめた、これまでの面会交流に関する審判例について調査分析した文献等、そこに引かれている裁判例等を見ましても、大勢は先ほど申し上げたような傾向にあるものというふうに理解しております。

○馳委員 では、改めて私はもう一回言いますね。

やはり、離婚をしても、夫婦はいたし方ない、子供にとっては非監護親と面会交流を定期的にすることがふさわしい。しかし、諸般の、それぞれいろいろな事情によつて、面会交流はしない方がよいときもある。これはまさしく個別、特別な事情があつてと。こういうふうな近時の判例だといふふうに私は理解しようと思つてゐるんですけれども、それでいいんですね、私の理解で。もう一回、豊澤さんにお伺いします。

○豊澤最高裁判所長官代理人 近時の審判例、あるいは実務の状況、その判断の傾向というのは、先ほど私が申し上げましたとおりの傾向でございます。今委員の御指摘のような方向にあるものと思つてお伺いします。

○江田国務大臣 重ねての御質問ですが、先ほど申し上げましたとおり、いろいろな皆さんの議論を集約してこへ至つてゐるので、私の気持ちは気持ちとして、権利という言葉を使つていない、しかし、あくまで子の利益のために、これは、周辺の皆さんも皆、子の利益のために面会交流はできるだけできるように努力をする義務を負つてゐるんですよという理解をせびしていただきたいと思つています。

家裁の実務の扱いについてまで私がいろいろ言うことではありませんが、家裁の決定例というのが、リーディングケース、この方向でいくんだよ

といつて登載される場合はかりではないので、先ほどの横浜家裁の決定例というのは一つの事例だといつて御理解いただければ、私としても大変幸いです。

○馳委員 家裁の実務についてはまた後ほど詳しくお伺いいたします。

そこで、最高裁に調査を依頼したいと思つています。過去十年間の面会交流に関する家裁の審判で、面会交流の是非にかかわる判断基準を示した審判例をすべて書面により公表していただきたいと思つています。

これは、立法府から司法、裁判の独立を侵すとか圧力をかけるというものではもちろんありません。今後の立法に生かすための活動だといふふうに御理解をいただいて、その調査をし、資料を出していただきたいと思つてゐますが、大丈夫ですか。

○豊澤最高裁判所長官代理人 この面会交流だけに限りませんが、家事事件と申しますのは、御承知のとおり、家庭内の問題や紛争に関するものがございます。当事者のプライバシーに深くかかわるものでありますこと、その性質上、手続自体が非公開ということにされております。したがつて、その結果として、その手続の中で出される判断でありますところの審判等につきましても、その調査、公表には、先ほどの観点からの慎重な配慮が必要であると思つております。

このような観点からの配慮を行った上で、面会交流に関してこれまでに公表された調査研究といふものの比較的新しいものとして、先ほど申し上げた、裁判官と家庭裁判所調査官が執筆したものがございまして。これは、昭和十九年から平成十八年までの面会交流に関する審判例五十九件について、その可否や頻度等についての考慮要素などを分析したものでございます。

このほか、法務省が委託して、親子の面会交流を実現するための制度等に関する調査研究におきましては、家庭裁判所での面会交流事件の分析のほか、民間の面会交流支援団体からのヒアリン

グや当事者からのアンケートが実施されており、現在その報告書が取りまとめ中であるといふふう

に聞いております。法務省の調査研究の結果等も踏まえ、今後とも、家事事件の非公開性に配慮した上で調査研究といふものにつまましては、可能な検討を行つてまいりたいと思つております。

○馳委員 なる御紹介いただきました。では私も参考にして勉強させていただきます。ありがとうございます。

さて、そもそも離婚後の監護に関して高いストレス状態にある親に、子の利益を判断する冷静な判断能力があるのか。しかも、学問的に離婚後の親子の交流が一般論として子供の成長にプラスであるのに、それを知らない、認めることができない親が我が国にはいかに多いかということであり

ます。であるならば、家裁が介入しなければならなくなった事案において、子の監護に関して高いストレス状態にある父母の意見に左右されることなく、何が子の最善の利益かを客観的に家裁が判断することが必要ではないでしょうか。これも本改正案の趣旨の一つだと明言していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○江田国務大臣 委員御指摘のとおり、父母の協議が成立せず家裁が介入しなければならなくなつた事案というのは、これは子の監護に関しても父母の間に高いストレスがあるという場合が多いだ

ろうと思つています。その場合に、父母の方がどんなに子供についていらいら状態にあるのに面会だ、交流だなんてとんでもないといふような判断をするのでなくて、やはり、そういう状況であつても親と子といふのは大切な関係ですから、面会交流を子の福祉のため、子の利益のためにぜひ実現するように努力をしよう、例外はどんな場合でもありますが、努力をしようといふのが家庭裁判所の調停または審判における努力の方向だ、そのことをこの法案は示している。これはぜひ、そういうふうにか家裁でも

理解をしていただいて、努力をしていただきたいと私は思つております。

○馳委員 関連をして、一般論として、子が別居親と面会交流することが子の最善の利益にかなうわけですから、監護権のある親が面会交流に強く反対しても、特別な事情がない限り裁判所は面会交流を実現すべきだ、面会交流させることが子の利益と推定されるなどの価値判断が本改正案の趣旨としてあるということも明言できないでしょうか。いかがでしょうか。

○江田国務大臣 そういう、委員が御指摘のような場合は、なかなか困難はあるかと思つていますが、それでもやはり、可能な限り家庭裁判所は親子の面会交流ができるように努める、これはこの法律の意図するところだ、こう私は思つております。家庭裁判所の調停、審判で、より一層そうした方向で努力がなされることを期待しております。

○馳委員 この問題の根底には、面会交流を家裁が命じて、強制力を家裁が持たないために、家裁の権威のために、命じたくても抑制が働くこと、一番の問題があるのではないかと私は見ておりますが、いかがでしょうか。

○江田国務大臣 私は、裁判官をしたことはございますが、かなり古い時代でございます。しかし、家庭裁判所に勤務をしたこともありますが、すぐお隣の少年事件ばかりやつておりましたので、家裁でそういう傾向が一般的に働くということと言えらるかどうかは存じ上げておりません。

おりませんが、確かに、履行の勧告とかあるいは間接強制とかいろいろあるけれども、実際に、会わせるというのを、それこそ引きずつていって、それ会えといつて会わせるのじゃありませんか。で、そこはその気になつて親子が会わなさいけないので、そういうその気になるといふのはなかなか強制できるものじゃないので、そういうあたりを考えた場合に、家庭裁判所というのは、粘り強く、余り行き過ぎてもいいませんが、当事者の心のひだに分け入つて、心を解きほぐしながら、いい親子関係ができるように努力をするものだと